第１号様式（第６条第２項）

磯子区スポーツ振興活動補助金交付申請書

　　年　　月　　日

　磯子区長

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 所在地  （住所) | 〒  横浜市 |
| 役職名 |  |
| ふりがな  代表者氏名 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 生年月日 | 年　　月　　日生 |
| 連絡責任者氏名 |  |
| 住　所  上記所在地（住所）と異なる場合記入してください。 | 〒  横浜市 |
| E-mail |  |

　次の事業について、「磯子区スポーツ振興活動補助金」の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び磯子区スポーツ振興活動補助金交付要綱を遵守します。

補助金交付申請金額　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 名 |  |
| 事業概要 |  |
|  |

　〈添付書類〉

１　団体役員名簿（第２号様式）

　２　事業計画書（第３号様式）

　３　事業予算書（第４号様式）

　４　規約、定款又はこれに類するもの

※この書類は、横浜市市民協働条例第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

第２号様式（第６条第２項）

団体役員名簿

団体名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 役職名 | （ふりがな）  氏　　名 | 住　　　所 | 電話番号 | 備考 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |

※　補助申請団体が法人の場合は、役員の生年月日及び性別を備考欄に記入してください。

【同意事項】

横浜市暴力団排除条例第８条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、第１号様式及びこの様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

また、法人にあっては、記載されたすべての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

第３号様式（第６条第２項）

事業計画書

団体名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | | | |
| 事業目的 | | | |
| 事業内容[前回の結果内容(参加者数など)及び競技参加者（初心者)を増やす工夫]  １　実施内容  ２　前回内容  ３　工夫など | | | |
| 対象者（対象者の募集地域・年齢，その他募集の条件等） | | | |
| 共催・協賛・後援・その他助成金受領等団体 | | | |
| 事業スケジュール | | | |
| 日　　程 | 会　　　　場 | 内　　　　　　　　　　　容 | 参加予定人数 |
|  |  |  |  |

* この書類は、横浜市市民協働条例第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

第４号様式（第６条第２項）

事業予算書

団体名

　収入予算額　　　　　　　　円

　支出予算額　　　　　　　　円

　差　　　引　　　　　　　　円

［収　入］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　　目 | 金　　　　　額 | 内容説明及び算出基礎 |
| 磯子区スポーツ振興活動補助金 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

［支　出］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　　目 | 金　　　　　額 | 内容説明及び算出基礎 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

＊１　項目、及び算出基礎は、できるだけ詳細にお書きください。

＊２　既存の予算書がある場合には、予算項目に必要に応じて適宜説明を加えて、それを提出していただいても結構です。

* この書類は、横浜市市民協働条例第７条第４項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。